I　当該市町村がHに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

J　算式の符号中Hに同じ。この場合において、同符号中「第四年度分」とあるのは「第五年度分」と読み替えるものとする。

K　算式の符号中Iに同じ。この場合において、同符号中「H」とあるのは「J」と読み替えるものとする。

L　地域再生法第17条の6の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（同法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係るものに限る。）のうちその適用の初年度に係るもの

M　当該市町村がLに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

N　算式の符号中Lに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

O　当該市町村がNに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0035に満たないときは0.0035とする。

P　算式の符号中Lに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

Q　算式の符号中Oに同じ。この場合において、同符号中「N」とあるのは「P」と、「0.0035」とあるのは「0.007」と読み替えるものとする。

R　地域再生法第17条の6の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（同法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に係るものであつて、平成29年4月1日以後に設備を新設し、又は増設した事業者に係る不均一課税に係るものに限る。）のうちその適用の初年度に係るもの

S　当該市町村がLに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

T　算式の符号中Rに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

U　当該市町村がTに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.00467に満たないときは0.00467とする。

V　算式の符号中Rに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

W　算式の符号中Uに同じ。この場合において、同符号中「T」とあるのは「V」と、「0.00467」とあるのは「0.00933」と読み替えるものとする。

β　第42条第1号（一）算式の符号αと同じ。この場合において、同符号中「都道府県」とあるのは「市町村」と、「0.47未満」とあるのは「0.63未満」と、「0.47以上0.63未満」とあるのは「0.63以上0.77未満」と、「0.63以上0.78未満」とあるのは「0.77以上0.90未満」とそれぞれ読み替えるものとする。

γ　第42条第1号（一）算式の符号αと同じ。この場合において、同符号中「当該都道府

J　算式の符号中Hに同じ。この場合において、同符号中「第四年度分」とあるのは「第五年度分」と読み替えるものとする。

K　算式の符号中Iに同じ。この場合において、同符号中「H」とあるのは「J」と読み替えるものとする。

L　地域再生法第17条の6の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（同法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に係るものに限る。）のうちその適用の初年度に係るもの

M　当該市町村がLに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

N　算式の符号中Lに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

O　当該市町村がNに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0035に満たないときは0.0035とする。

P　算式の符号中Lに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

Q　算式の符号中Oに同じ。この場合において、同符号中「N」とあるのは「P」と、「0.0035」とあるのは「0.007」と読み替えるものとする。

β　第42条第1号（一）算式の符号αと同じ。この場合において、同符号中「都道府県」とあるのは「市町村」と、「0.47未満」とあるのは「0.63未満」と、「0.47以上0.63未満」とあるのは「0.63以上0.77未満」と、「0.63以上0.78未満」とあるのは「0.77以上0.90未満」とそれぞれ読み替えるものとする。